

議第102号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年5月15日提出

京都市長 門川大作

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「350,000円以上380,000円以下の範囲内において別に定める」を「次の各号に掲げる出産の区分に応じ当該各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号の出産以外の出産 350,000円
- (2) 健康保険法施行令第36条ただし書に規定する出産 380,000円

附則に次の1項を加える。

(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金の特例)

- 16 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金に係る第7条の規定の適用については、同条第1項第1号中「350,000円」とあるのは「390,000円」と、同項第2号中「380,000円」とあるのは「420,000円」とする。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

提案理由

出産育児一時金の特例を定める必要があるので提案する。